

## ☆伊那市中小企業制度資金一覧

資金名	融資対象者	資金用途	限度額	利率	期間	担保・保証人	保証料
一般資金	市内で6月以上継続して同一事業を営む中小企業者の方	運転	1,000万円*	2.1%	60月以内(5年以内)(うち据置6月)	【担保】 必要に応じて徴する  【保証人】 原則として法人代表者以外不要	40% 市負担
		設備	2,000万円*		84月以内(7年以内)(うち据置6月)		
特別小口資金	市内で12月以上継続して同一事業を営む小規模企業者の方	運転	1,250万円*	1.8%	60月以内(5年以内)(うち据置6月)	【担保】 必要に応じて徴する  【保証人】 原則として法人代表者以外不要	100% 市負担
		設備					
		総額					
公害防止設備資金	公害防止設備の設置改善又は修理を行う中小企業者の方	設備	1,500万円 (所要資金の80%以内)	1.9%	120月以内(10年以内)(うち据置12月)	【担保】 必要に応じて徴する  【保証人】 原則として法人代表者以外不要	80% 市負担
立地適正化資金	市内の適正な地域への移転立地を行う方(市内の適正な地域とは、都市計画区域内の準工業地域、又は工業団地等を指します。) ※設備用地取得を含む場合は1年以内に事業着手すること。	設備	3,000万円 (所要資金の80%以内、用地取得費用を含む)	1.9%	120月以内(10年以内)(うち据置12月)	【担保】 必要に応じて徴する  【保証人】 原則として法人代表者以外不要	80% 市負担
協同事業資金	全体の2/3以上を市内の中小企業者で構成する中小企業団体で、高度化事業又はこれに準ずる事業を市内で行う団体	設備	2,000万円 (所要資金の80%以内、用地取得費用を含む)	2.3%	120月以内(10年以内)(うち据置12月)	【担保】 必要に応じて徴する  【保証人】 原則として法人代表者以外不要	80% 市負担

資金名	融資対象者	資金使途	限度額	利率	期間	担保・保証人	保証料
新規開業資金	市内に新規に開業する方、又は、開業1年未満の方で、適正かつ確実な事業計画を有し、及びこれを実行する能力を有し、次の全てに該当する方 1) 借入期間内において継続して市内に住所を有する方 2) 市内商工会議所又は商工会の経営指導員による経営指導を受けている方	運転	1,500万円*	1.1%	84月以内(7年以内)(うち据置6月)	【担保】 必要に応じて徴する  【保証人】 原則として法人代表者以外不要	100%市負担
		設備	1,500万円* (所要金額の80%以内)				
まちづくり振興資金	全体の2/3以上を市内の小売業・卸売業・サービス業を営む方で構成する中小企業団体 ※設備用地取得を含む場合は1年以内に事業着手すること	運転	2,000万円* (転貸資金を除く)	2.3%	60月以内(5年以内)(うち据置6月)	【担保】 必要に応じて徴する  【保証人】 原則として法人代表者以外不要	市負担なし
		設備	1億円* (所要資金から補助金を除いた額の80%以内、用地取得費用を含む)		120月以内(10年以内)(うち据置12月)		
経営安定化資金	次のいずれかに該当する方 1) 最近3月間又は最近6月間の平均売上高が前年又は2年前の同期に比べ減少している方 2) 取引先企業の倒産による関連倒産防止のための資金を必要とする方 3) セーフティネット保証7号の認定を受けた方	運転	2,000万円*	1.9%	84月以内(7年以内)(うち据置12月)	【担保】 必要に応じて徴する  【保証人】 原則として法人代表者以外不要	80%市負担
		設備			108月以内(9年以内)(うち据置12月)		3)の場合は100%市負担
特別経営安定化資金	セーフティネット保証1号から6号、8号のいずれかに該当することについて、その住所地を管轄する市町村長が認定した中小企業者の方	運転	2,000万円*	1.6%	84月以内(7年以内)(うち据置12月)	原則として法人代表者以外不要	100%市負担
		設備			108月以内(9年以内)(うち据置12月)		

※貸付限度額の「\*」は、既貸付残高を含みます。

※借換対策資金は平成27年3月31日をもって終了となりました。